

令和 7 年 7 月

安曇野市農業委員会定例総会

議 事 録

令和 7 年 7 月 2 8 日

長野県安曇野市農業委員会

令和 7 年 7 月 安曇野市農業委員会定例総会

○招集年月日 令和 7 年 7 月 2 8 日

○会議の日時 令和 7 年 7 月 2 8 日 午後 1 時 0 0 分

○招集の場所 安曇野市役所 4 階大会議室

○出席委員（23 名）

1 番	渡 辺 由 枝 君	2 番	中 島 博 幸 君
3 番	山 田 稔 君	4 番	望 月 孝 夫 君
5 番	堀 内 伸 一 君	6 番	高 山 万 寿 君
7 番	加 島 美智代 君	8 番	藤 岡 喜美夫 君
9 番	齋 藤 岳 雄 君	10 番	二 木 寿 夫 君
11 番	平 林 明 美 君	12 番	三 枝 守 和 君
13 番	細 萱 美 嗣 君	14 番	降 旗 治 喜 君
15 番	中 村 正 君	16 番	小 林 正 君
17 番	一 志 寛 君	18 番	中 野 隆 洋 君
19 番	平 林 平 君	20 番	丸 山 新 悟 君
22 番	請 地 康 仁 君	23 番	丸 山 隆 也 君
24 番	佐 原 悦 司 君		

○欠席委員（1 名）

21 番 望 月 慎 二 君

○職務のため出席したものの職氏名

事務局長	北 條 敦 君	事務局長	森 和 哉 君
事務局長	次 長	事務局長	森 和 哉 君
事務局員	沖 和 義 君	事務局員	飯 田 佳 乃 君

午後 1 時 0 0 分 開会

○事務局長（北條 敦君） それでは、安曇野市農業委員会会議規則第 3 条第 1 項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） 本日の総会でございますが、現在の出席者が 23 名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条 3 項によりまして本会議は成立といたします。
なお、21 番、望月委員から欠席届が出てございます。

この会議は、個人情報の保護に関する法律、安曇野市個人情報保護法施行条例及び同条例施行規則に基づいて発言には十分ご注意を願いたいと思います。

また、議案に対して質問等ございましたら、挙手の上、議長が指名いたしますので、起立

し、番号、名前を発言していただければと思います。

○議長（佐原悦司君） 議事録署名委員の指名を行います。

安曇野市農業委員会会議規則第19条に基づきまして、2番、中島委員、3番、山田委員に
よろしくお願いいたします。

なお、農業委員会等に関する法律第30条に基づきまして、総会の議決は出席者の過半数で
決し、可否同数のときは会長がこれを決するものとさせていただきますのでよろしく願い
します。

○議長（佐原悦司君） 事務局にお伺いします。本日、傍聴人はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局（森 和哉君） おりません。

○議長（佐原悦司君） 分かりました。

それでは、本日の日程どおりに進めてまいりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 本日の案件ですが、担当地区委員等で現地確認を実施しております。

また、三郷、堀金地域は7月24日、豊科、穂高、明科地域は7月25日に地域委員会を開催し、
協議しております。本日の審議は、総会の意見を求めるものでございます。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

議案第1号 農地法第3条許可申請審議

○議長（佐原悦司君） それでは、議案第1号 農地法第3条許可申請審議を上程いたします。

46番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 議案書の3ページをお願いします。

申請地は穂高地域で、登記地目は畑、面積が754㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の
経営面積が1万8,267㎡です。受人は農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3
条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の2ページでご確認ください。

委員番号3番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○3番（山田 稔君） 委員番号3番、山田です。申請番号46番の説明をいたします。

申請事由です。渡人は、仕事の都合で耕作が困難なため申請地を譲渡したい。受人は、自
宅すぐ近くの申請地を譲り受け里芋を作付したい。

以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

続きまして、47番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は穂高地域の2筆で、登記地目は田、面積が計972㎡です。

受人の経営面積は1,635㎡、渡人の経営面積が4万5,691㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の3ページでご確認ください。

委員番号3番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いします。

○3番(山田 稔君) 委員番号3番、山田です。申請番号47番の説明をいたします。

申請事由です。渡人は、高齢で耕作が困難なことから申請地を譲渡したい。受人は、申請地を譲り受け、申請地に隣接する所有農地とともに管理したい。

以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

続きまして、48番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は穂高地域の2筆で、登記地目は畑、面積が計1,005㎡です。

受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が1,005㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の4ページでご確認ください。

委員番号24番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、申請事由をお願いいたします。

○事務局（飯田佳乃君） 委員番号24番、佐原委員に代わって、事務局より申請番号48番について説明いたします。

申請事由は、渡人は、市外に居住しており、耕作が困難なため譲渡したい。受人は、家庭菜園をしているが、本格的に営農をするため申請地を取得したいということであります。

審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

続きまして、49番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 4ページをお願いします。

申請地は穂高地域の3筆で、登記地目は田及び畑、面積が計1,066㎡です。受人の経営面積は1万4,134.8㎡、渡人の経営面積が1万9,589㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の5ページでご確認ください。

委員番号12番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○12番（三枝守和君） 委員番号12番、三枝です。

申請番号49番について説明いたします。

申請理由、渡人は、耕作が困難なことから申請地を譲渡したい。受人は、自宅すぐ近くの申請地を譲り受け営農したいということであります。

審議よろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

続きまして、50番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は穂高地域で、登記地目は田、面積が68㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が68㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の6ページでご確認ください。

委員番号20番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○20番(丸山新悟君) 委員番号20、丸山です。

申請番号50番につきましてご説明申し上げます。

申請事由でございますが、渡人は、耕作が困難なことから申請地を譲渡したい。受人は、申請地に隣接している場所に住宅を建て、申請地を家庭菜園として管理したいということです。

よろしくご審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

続きまして、51番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は三郷地域で、登記地目は畑、面積が3,802㎡です。受人の経営面積は7万2,127.82㎡、渡人の経営面積が5,492㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の7ページでご確認ください。

委員番号 8 番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○8 番（藤岡喜美夫君） 委員番号 8 番、藤岡です。

申請番号 51 番についてご説明します。

申請事由、渡人は、高齢で耕作が困難なことから申請地を譲渡したい。受人は、試験圃場の拡大のため申請地を譲り受けたい。

審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

続きまして、52 番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 5 ページをお願いします。

申請地は三郷地域の 2 筆で、登記地目は田、面積が計 601㎡です。受人の経営面積は 1,900㎡、渡人の経営面積が 760.75㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の 8 ページでご確認ください。

委員番号 2 番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○2 番（中島博幸君） 委員番号 2 番、中島です。

申請番号 52 番について説明いたします。

申請事由、渡人は、高齢で耕作が困難なことから申請地を譲渡したい。受人は、経営拡大を考えていたところ申請地の話をいただいたため購入することとしたということです。

ご審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

続きまして、53番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は明科地域で、登記地目は田、面積が1,020㎡です。受人の経営面積は51万1,403㎡、渡人の経営面積が1,020㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の9ページでご確認ください。

委員番号5番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○5番（堀内伸一君） 5番、堀内です。

申請番号53番について説明申し上げます。

申請事由ですが、渡人は、耕作が困難なことから申請地を譲渡したい。また、受人は、借りていた農地の譲渡話があり、取得し耕作を続けたいということであります。

なお、補足説明であります。9ページの下の航空写真をご覧くださいますと、申請地が赤、それから、その下に譲受人の経営農地が黄色ということで表示があると思いますが、実際には境がなく、1枚の田んぼということで現状はなっておりますので補足をいたします。よろしくをお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。補足説明等ございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

議案第2号 農地法第4条許可申請審議

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第2号 農地法第4条許可申請審議を上程いたします。

25番案件につきまして、説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 6 ページをお願いします。

申請地は豊科地域で、第3種農地です。登記地目は田、面積が341㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の10ページ、11ページでご確認ください。

委員番号13番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○13番（細萱美嗣君） 委員番号13番、細萱です。

申請番号25番の転用事由についてご説明いたします。申請人は、現在所有する宅地と申請地を合わせて住宅を建築したいとのことです。

ご審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、26番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は豊科地域で、第1種農地です。登記地目は畑、面積が85㎡です。申請内容は住宅敷地（住宅・庭）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の12ページ、13ページでご確認ください。

委員番号14番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○14番（降旗治喜君） 14番、降旗です。

申請番号26番について説明いたします。

転用事由ですが、申請人は申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいということです。

審議よろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、27番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は穂高地域で、第3種農地です。登記地目は畑、面積が460㎡です。申請内容は住宅敷地(庭・倉庫・カーポート)で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の14ページ、15ページでご確認ください。

委員番号11番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○11番(平林明美君) 委員番号11番、平林です。

申請番号27番についてご説明いたします。

転用事由は、申請人は申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたい。

以上です。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第3号 農地法第5条許可申請審議

○議長(佐原悦司君) それでは、続きまして、議案第3号 農地法第5条許可申請審議を上程いたします。

75番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局(森 和哉君) 7ページをお願いします。

申請地は豊科地域で、第3種農地です。登記地目は田、面積が998㎡です。申請内容は宅地分譲（3区画）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の16ページ、17ページでご確認ください。

委員番号23番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○23番（丸山隆也君） 23番、丸山です。

申請番号75番について説明をいたします。

転用事由でございますけれども、受人は、申請地の利便性がよく販売が見込めるため取得し、宅地分譲として販売したい、こういう内容でございます。

審議をよろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、76番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は豊科地域で、第3種農地です。登記地目は田、面積が499㎡。申請内容は住宅で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の18ページ、19ページでご確認ください。

委員番号14番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○14番（降旗治喜君） 14番、降旗です。

申請番号76番について説明いたします。

転用事由ですが、受人は現在借家に居住しているが手狭になったため、利便性のよい申請地に住宅を建築したいとのことです。

補足いたします。航空写真の西側、農地で若干残ってしまうと思いますが、これは受人が耕作をしていくということを聞いております。

以上です。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。補足説明等ございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、77番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は豊科地域で、第3種農地です。登記地目は田、面積が356㎡です。申請内容は駐車場で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の20ページ、21ページでご確認ください。

委員番号14番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○14番(降旗治喜君) 14番、降旗です。

申請番号77番について説明いたします。

転用事由ですが、借人は自動車修理業を営業しているが、修理車の受注が増加したため、隣接する申請地を駐車場として使用したいとのことです。

審議よろしくをお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、78番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局(森 和哉君) 8ページをお願いします。

申請地は豊科地域の2筆で、農振農用地です。登記地目は田、面積が計5,383㎡です。申請内容は砂利採取(許可日から1年間)で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の22ページ、23ページでご確認ください。

委員番号14番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いします。

○14番（降旗治喜君） 14番、降旗です。

申請番号78番について説明いたします。

転用事由ですが、借人は河川からの骨材の原材料確保が困難で、陸砂利からの採取に依存せざるを得ない状況のため、申請地を借り受け砂利採取を行いたいとのことです。

審議よろしくをお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

周辺の道路は、十分ダンプとか重機が入るような幅の広い道路でしょうか。

○14番（降旗治喜君） 14番、降旗です。

農免道路沿いに面していまして、幅広くて問題ないかと思います。

以上です。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、79番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域の3筆で、第1種農地です。登記地目は田、面積が計2,997㎡です。申請内容は骨材プラント置場で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の24ページ、25ページでご確認ください。

委員番号12番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いします。

○12番（三枝守和君） 委員番号12番、三枝です。

申請番号79番について説明いたします。

転用理由ですけれども、受人は、白砂及び山砂の受注が増加し、敷地が不足しているため、

申請地を骨材プラント置場として拡張したいということです。

審議のほうをよろしくお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

周辺が田で、恐らくここに骨材、また、盛土等々になろうかと思えますけれども、雨水の関係で周りの田んぼ、畑、また、側溝に水等が入るような状況というものの話は出ましたでしょうか。

○12番（三枝守和君） 12番、三枝です。

今回そこまでの話はなくて、以前農振除外されたところで、そういう対応をして、雨水とかそういうのの対応をしながら進めていくという話には聞いております。

以上です。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

周辺で農地や田んぼだったりするというのは、そういうところの確認もしっかりできればと思います。

ほかにご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、80番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 議案書の9ページをお願いします。

申請地は穂高地域で、第3種農地です。登記地目は田、面積が1,640㎡です。申請内容は宅地分譲8区画で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の26ページ、27ページでご確認ください。

委員番号20番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○20番（丸山新悟君） 委員番号20、丸山です。

申請番号80番についてご説明申し上げます。

転用事由でございしますが、受人は、申請地の利便性がよく販売が見込めるため取得し、宅地分譲として販売したいというものでございます。

ご審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、81番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域で、第2種農地です。登記地目は田、面積が556㎡です。申請内容は店舗（飲食店）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の28ページ、29ページでご確認ください。

委員番号20番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いします。

○20番（丸山新悟君） 委員番号20番、丸山です。

81番について説明申し上げます。

転用事由でございますが、受人は、駅にも近く、周辺には宅地も集中している申請地に飲食店を建設したいというものでございます。

ご審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

三枝委員、どうぞ。

○12番（三枝守和君） 委員番号12番、三枝です。

ちょっと補足説明させていただきますけれども、図面の右側から広い道が来ていまして、その続きに道路を持っていく、そして、左下のところに広い道がありますけれども、行く行くはそこに接続していくというような形、もともとここが道路の詰まりになっているものですから、一応担当課のほうからそういうような形で指導をしていくと、そんなふうに聞いております。また、すぐ隣にも空き地があるのですけれども、いろんな状況によってそこは開発できないので。また、下手するとその後に開発になるのではないか、なかなか位置的に難しい、環境的に難しいようなところなのですけれども、一応道路状況としてはそんな形で改修していくというような話を聞いております。

以上です。

○議長（佐原悦司君） 補足説明ありがとうございました。

それを踏まえまして審議に入ります。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、82番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は三郷地域の2筆で、第1種農地です。登記地目は畑、面積が計294.83㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の30ページ、31ページでご確認ください。

委員番号2番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○2番（中島博幸君） 委員番号2番、中島です。

申請番号82についてご説明いたします。

転用事由ですが、借人は、現在市外に住居しているが、実家に近く利便性のよい申請地に住宅を建築したいということです。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、83番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 10ページをお願いします。

申請地は三郷地域の4筆で、第1種及び第3種農地です。登記地目は田、面積が計

2,370.62㎡です。申請内容は特定建築条件付土地（9区画）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の32ページ、33ページでご確認ください。

委員番号6番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○6番（高山万寿君） 6番、高山です。

申請番号83番について説明いたします。

転用事由、受人は、申請地の利便性がよく販売が見込めるため取得し、特定建築条件付土地として販売したい。

審議よろしくをお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、84番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は三郷地域の3筆で、第2種及び第3種農地です。登記地目は田、面積が計1,849㎡です。申請内容は店舗（コンビニエンスストア）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の34ページ、35ページでご確認ください。

委員番号6番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○6番（高山万寿君） 6番、高山です。

申請番号84番について説明いたします。

申請理由、借人は、地域住民からの店舗出店要望が寄せられており、出店条件の合う申請地に店舗を建てたい。

審議よろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、85番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 11ページをお願いします。

申請地は三郷地域で、第3種農地です。登記地目は田、面積が505㎡です。申請内容は特定建築条件付土地(3区画)で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の36ページ、37ページでご確認ください。

委員番号6番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○6番(高山万寿君) 6番、高山です。

申請番号85番について説明いたします。

転用事由、受人は、申請地の利便性がよく販売が見込めるため取得し、特定建築条件付土地として販売したい。

ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

36ページの航空写真の赤く塗ってあるところは何ですか。

○6番(高山万寿君) こちらは三郷の支所になります。分かりやすく赤く塗ってある、ただそれだけです。

○議長(佐原悦司君) 赤く塗ってあるところは三郷の支所でございます。

ほかにご意見、ご質問等ございましたらお願いいたしますが。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、86番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は三郷地域で、第3種農地です。登記地目は田、面積が13㎡です。申請内容は住宅敷地（庭）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の38ページ、39ページでご確認ください。

委員番号6番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○6番（高山万寿君） 6番、高山です。

申請番号86番について説明いたします。

転用事由、受人は、申請地を庭の管理のために使用したい。

審議よろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、87番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は堀金地域で、第1種農地です。登記地目は畑、面積が1,390㎡です。申請内容は特定建築条件付土地（4区画）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の40ページ、41ページでご確認ください。

委員番号9番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いします。

○9番（齋藤岳雄君） 委員番号9番、齋藤です。

申請番号87番についてご説明いたします。

転用事由は、受人は、申請地の利便性がよく販売が見込めるため取得し、特定建築条件付土地として販売したいということです。補足説明で、今の写真を見てみますと、黄色と青の部分、それぞれ木なり家があるのですが、今現状では全て更地になって、原状復元となっております。

以上です。審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。ただいま補足説明等ございました。

内容を踏まえまして審議に入ります。ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、88番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 12ページをお願いします。

申請地は明科地域で、第2種農地です。登記地目は畑、面積が29㎡です。申請内容は住宅敷地（通路）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の42ページ、43ページでご確認ください。

委員番号5番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○5番（堀内伸一君） 5番、堀内です。

申請番号88番についてご説明申し上げます。

転用事由ですが、受人は、申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用の追認申請を行いたいということであります。

なお、補足説明であります。43ページの図面のところに書いてありますように、宅地への進入路として使われているというものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。ただいま補足説明等ございました。

それを踏まえまして審議に入ります。ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第 4 号 農地の非農地決定申請審議

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第 4 号 農地の非農地決定申請審議を上程いたします。
事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 13ページをお願いします。農地の非農地決定申請審議です。
申請番号 4 番です。

申請地は穂高地域で、登記地目は畑、面積は4,391㎡、現況は山林原野化し、復元困難となっております。

位置等につきましては、別冊資料の44ページでご確認ください。

続いて、申請番号 5 番です。

申請地は明科地域の 3 筆で、登記地目は畑、面積は計3,936㎡、現況は山林原野化し、復元困難となっております。

位置等につきましては、別冊資料の45ページでご確認ください。

なお、穂高、明科地域委員会のそれぞれで非農地と認められるものと確認しております。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

穂高地域委員会、明科地域委員会で補足説明等がございましたら。よろしいでしょうか。

（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 特になければ採決に移ります。

本案件につきまして、原案どおり非農地と決定する賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により原案どおりと決定いたします。

議案第 5 号 租税特別措置法適格者証明申請審議

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第 5 号 租税特別措置法適格者証明申請審議を上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 14ページをお願いします。

租税特別措置法適格者証明申請審議については、租税特別措置法第70条の 4 第 1 項の規定に基づく贈与税納税猶予、同法第70条の 6 第 1 項の規定に基づく相続税納税猶予の適用を受けるための適格者であるかを農業委員会が確認、証明書を交付することとなっております。

申請番号10番は相続税納税猶予に係るもので、豊科地域の 2 筆で、登記地目は畑、面積は計557㎡です。

続いて、申請番号11番は相続税納税猶予に係るもので、豊科地域の4筆で、登記地目は田、面積は計3,492㎡です。

当該の農地については、引き続き適正に耕作されていることが確認されております。

位置等につきましては、別冊資料の46ページ、47ページでご確認ください。

以上、2件ですが、審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、豊科地域委員会のほうで補足説明等ございましたらお願いします。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、原案どおり証明書の交付を承認とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により、証明書の交付を承認といたします。

議案第6号 農用地利用集積等促進計画審議（所有権移転）

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第6号 農用地利用集積等促進計画審議（所有権移転）を上程いたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 15ページをお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき、長野県農業開発公社に対して所有権の移転に関する農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するものです。

申請番号18番です。対象農地は穂高地域で、登記地目は田、面積は728㎡です。公社買入れの移転時期は令和7年10月20日、公社売渡しの移転時期は令和8年2月16日、利用目的は水稻です。

位置等につきましては、別冊資料の48ページでご確認ください。

審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、原案どおり要請することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございました。

賛成多数により、原案どおり長野県農業開発公社に農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請いたします。

議案第7号 農用地利用集積等促進計画審議 一括方式(地域計画区域内)

○議長(佐原悦司君) 続きまして、議案第7号 農地利用集積等促進計画審議 一括方式(地域計画区域内)を上程いたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局(森 和哉君) 16ページをお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画 一括方式(地域計画区域内)の権利設定について安曇野市長から意見を求められていますのでご説明いたします。

設定件数は総計171件、36万598㎡です。期間は5年3か月及び10年3か月です。設定筆数は総計171筆、田が135筆、畑が36筆です。耕作者は16人、所有者は69人となっております。

17ページから22ページは計画書です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

自分の担当地区とか、関連しているところをしっかりとご覧をいただきたいと思います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) 特段なければ採決に移ります。

本案件につきまして、原案どおり異議なしの旨、回答することの賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございました。

賛成多数により、原案どおり農地利用集積等促進計画審議 一括方式(地域計画区域内)に異議なしとの意見を提出いたします。

○議長(佐原悦司君) 以上をもちまして議事終了といたしますが、何か皆さんのほうでご意見、ご質問等ございましたらお願いいたしますが、よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

上記会議の顛末に相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年7月28日

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員